

＜承認後における手続き等＞

・・・年・・・月・・・日

・・・株式会社
・・・殿

大手町・丸の内・有楽町地区
駐 車 環 境 対 策 協 議 会
会 長 杉 山 博 孝

大手町・丸の内・有楽町地区の附置義務駐車場の特例に関する 地域ルール適用に伴う届け出、報告等の事項について

・・・年・・・月・・・日付で地域ルール適用の承認のあった「(仮称)・・・ビル」
(大丸有駐車協議会第・号)については、「大手町・丸の内・有楽町地区駐車環境対策協議
会規約」第19条1項に基づき、下記の事項について届け出、報告することとなっている
ので通知いたします。

第19条 1. 駐車協議会の会員は権利を有する建物に地域ルールの適用を受け
た場合、その建物の存続する間は、審査手順書に定める事項とその
適用条件を遵守しなければならない。

記

1. 地域ルールに係る申請内容とその適用条件に変更のある場合（届け出）

「大手町・丸の内・有楽町地区駐車環境対策協議会規約」

第19条 2. 地域ルールの適用に係る申請の内容とその適用条件に変更のある
場合、事前に駐車協議会会長にその内容を届け出るものとする。

(「承認内容の変更手続きフロー」別添フロー図参照)

○ 変更届けは<(承認内容の変更)届け出様式>による

2. 申請建物の駐車場の供用開始時（届け出）

「大手町・丸の内・有楽町地区地域ルールの適用審査手順」

第6項 申請建物完成後、駐車協議会は、駐車場整備計画及び駐車対策を確認す
る。

(地域ルール「策定フローおよび個別申請フロー」別添フロー図参照)

○ 駐車場供用開始時の届けは<(駐車場供用開始)届け出様式>による。

3. 承認駐車場の利用状況（毎年）について（報告）

「大手町・丸の内・有楽町地区地域ルール策定協議会規約」

第4条（3） 地域ルール発行後の地域ルールの運用状況についての検証とルールの遵守状況の区長への報告（年1回）。

（地域ルール「策定フローおよび個別申請フロー」別添フロー図参照）

○ 利用状況の報告要項は次のとおり。

① 報告様式

1) 供用開始後2年間：別紙様式－1による。

- ・施設等の状況は、各年8月31日現在で記入
- ・年間データは、9月から翌年8月のデータ
- ・駐車実態に係る調査データは、5月中旬～6月上旬の平日1日、休日1日とする。ただし、駐車場の供用開始後6カ月を経過した最初の5月中旬～6月上旬を1年目とし、翌年の5月中旬～6月上旬を2年目とする。

2) 供用開始後3年目以降：別紙様式－2による。

- ・施設等の状況は、各年8月31日現在で記入
- ・年間データは、9月から翌年8月データ
- ・駐車実態に係る調査データは、5月中旬～6月上旬の平日1日、休日1日とする。

② 報告書提出期限

- ・各年9月30日

③ その他

- ・詳細については協議により決定する。

以 上